

東郷町下水道事業経営戦略改定委託業務 プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式により、東郷町下水道事業経営戦略改定委託業務を受託する事業者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名称

東郷町下水道事業経営戦略改定委託業務

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 事業費

7,700千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 選定方法

公募型プロポーザル方式による。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 過去5年以内に地方公共団体の公営企業（公共下水道事業）の経営戦略改定の委託業務の受託実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の定めに該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (5) 東郷町暴力団排除条例（平成24年東郷町条例第27号）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 東郷町指名業者等選定審査会規程（平成元年東郷町訓令第2号）による指名停止を受けていないこと。
- (7) 令和7年度において東郷町の入札参加資格を有していること。
- (8) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 本業務を統括する担当責任者は、(1)における改定経験を有すること。
- (10) 本業務について、十分な業務遂行能力及び適正な執行体制を有し、本町の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

5 申込方法及びスケジュール

項目	日程等
実施要領の公表	令和7年7月9日 ・必要な書類は、町HPからダウンロードすること。
質問の受付	令和7年7月14日 午後5時まで ・質問内容を簡潔にまとめ、11.事務局の電子メールアドレスあてに送付すること。
質問の回答	令和7年7月16日までに町HPで公表
参加表明書等の提出	令和7年7月18日 午後5時まで ・11.事務局に提出すること。 ・郵送の場合は、配達による記録が残る送達方法にて上記までに必着のこと。
企画提案書等の提出	令和7年7月31日 午後5時まで ・11.事務局に提出すること。 ・郵送の場合は、配達による記録が残る送達方法にて上記までに必着のこと。
プレゼンテーション審査	令和7年8月6日（予定） ・プレゼンテーションの実施時間等の詳細は、別途各提案者にメールにて通知する。

6 書類の提出

(1) 提案参加表明書等

提案参加表明については、以下の書類を各1部作成し、期限内に11.事務局に提出すること。

ア 提案参加表明書（様式1）

イ 会社概要書（様式任意）

ウ 類似業務実績調書（様式任意）

(2) 企画提案書等

企画提案については、以下の書類を各8部作成し、期限内に11.事務局に提出すること。

なお、企画提案書中に見積書は含めないこと。

応募書類については、以下のアからウを一式として各1部をクリップ留めで提出し、ステープラー等は使用しないこと。

ア 企画提案申請書（様式2）

イ 企画提案書（様式任意）

ウ 受託金額見積書（様式任意）

※ 受託金額見積書については、積算根拠、内訳が分かるように記載すること。

なお、優先交渉権者に選定された場合であっても、当該見積額が契約額を確約する

ものではない。

(3) 企画提案書に記載する主な提案項目

- ア 提案内容
- イ 実施体制
- ウ 業務実績

7 審査に関する事項

本業務に係る提案書等の審査、評価及び優先交渉権者の選定は、東郷町下水道事業経営戦略改定委託業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行うものとする。

(1) 評価項目

評価項目		主な評価の視点	配点
業務実施体制	会社内容に関する事項	会社の規模、財務・経営状況を確認し将来にわたり安定して業務を行える経営基盤を有しているか。	5
	業務実績	当該委託業務と同様の受注実績をどの程度有しているか。	5
	業務実施及び履行体制	・下水道事業の運営及び公営企業会計について精通しているか。 ・業務を履行できる適切な人員配置がされているか。 ・担当者が同種業務の経験を有するか。 ・税理士又は公認会計士の有資格者が必要に応じて監修できる体制を有しているか。	10
企画提案書	現状分析・課題整理	① 経営の現状分析 ・過去の決算書データ等の分析 ・類似団体比較等によりその水準の適否 ・現在の経営状況に係る課題の洗い出し ・これまでの取組に対する評価 ・目標値や計画値と実績値との乖離原因を分析し、効果的な改善策の提案 ② 将来の事業環境の把握 ・人口予測やサービスに対する需要予測、料金収入の将来予測の見通し ・基礎的な社会経済情報の変化など、踏まえるべき要素の考慮	20

	投資・財政 計画の策定	① 投資試算（30～50 年超の期間） ・固定資産台帳データを踏まえた試算 ・総合計画や個別計画等との整合性 ・施設・設備の現状把握や将来の需要予測 ・目標設定や投資額の合理化 ・投資の優先順位や平準化等による合理的な見通し ② 財源試算 ・現行料金体系の調査・整理を行うほか、料金改定の見通しについての検討 ・財務状況の適切な現状把握・分析 ・目標設定や財源構成の検討 ・財源の見通しの取りまとめ ③ 投資・財政計画の策定 ・投資以外の経費の適切な算定 ・収入と支出の均衡（整合性検証）	20
	経営戦略の 事後検証、 更新等に関 する事項	・策定された経営戦略の事後検証及び見直しの方法についての検討 ・進捗状況の評価の方法及び時期の設定、見直し等の期間についての設定	10
	姿勢・意欲	本業務に対する取組意欲が感じられ、質疑に対する回答が明確、かつ説得力がある内容であるか。	20
	見積金額	見積金額の安価な順位による。	10
合 計			100

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーションを実施し、選定委員会で評価する。

なお、提案事業者が 1 者のみの場合においても実施する。

ア 実施日（予定）

令和 7 年 8 月 6 日（水）

イ 実施場所

東郷町役場会議室

ウ 時間配分

プレゼンテーション 10分

質疑応答 15分

(3) 審査結果

ア 選定委員会による評価で、最も得点の高い提案者を第 1 位の優先交渉権者とし、次点の者を第 2 位の優先交渉権者とする。

イ 最高得点の提案者が複数であった場合は、見積金額の低い者を優先交渉権者とする。

ウ 最高得点及び見積金額が同額の場合は、審査委員の合議により決定する。

エ 審査結果は、審査終了後に提案者全員に通知する。

オ 優先交渉権者及び審査結果は、本町のホームページで公表する。

なお、審査結果の公表時には、優先交渉権者以外の提案者名は非公表とする。

(4) 業者決定及び委託契約の締結

令和7年8月下旬

8 契約事項

(1) 契約は、審査により選定された優先交渉権者と本町において、協議を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約によって、当該業務に係る委託契約を締結することを前提とする。

(2) 最終的な業務仕様については、事業者との協議により決定する。

(3) 失格その他の理由により第1位の優先交渉権者との契約が不可能となった場合は、次点となった者と協議を行う。

9 失格要件

(1) 応募書類に虚偽の記載をした場合

(2) 参加申込書提出後、提出期限内に応募書類を提出しなかった場合

(3) 本要領における諸条件（見積金額が事業費上限を超えた場合を含む。）に違反した場合

10 その他

(1) プロポーザルに参加するために係る費用は全て応募者の負担とする。

(2) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(3) 提出書類の著作権は申込者に帰属するが、選定結果の公表等に必要な場合には、本町は、当該著作権を無償で使用できることとする。

(4) 本町が必要と認めたときは、追加資料の提出を依頼する場合がある。

(5) 参加表明書提出後に辞退する場合は、11.事務局まで事前に電話にて連絡の上、辞退届（任意様式）を提出すること。

(6) 本件に係る情報公開請求があった場合には、東郷町情報公開条例（平成11年東郷町条例第21号）に基づき、提出書類を公開することがある。

11 事務局（問合せ先）

東郷町まち整備部下水道課経営管理係

所在地 〒470-0198 愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地

電 話 0561-38-3111（代表）

メール tgo-gesui@town.aichi-togo.lg.jp